

京都市告示第463号

指定：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

廃止：京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づく水路等を次のように廃止し、同条例第3条第1項の規定に基づき告示します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和7年10月31日

京都市長 松井孝治

(指定水路等)

整理番号	名称	起 終 点
1	岩倉水0364号	左京区岩倉長谷町203番地先 同上
2	桃山町水0036号	伏見区桃山町東町23番地先 同上

(廃止水路等)

整理番号	名称	起 終 点
1	東野水0002号	山科区東野中井ノ上町16番地の29地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)